

随意契約結果及び契約の内容

業 務 の 名 称	消波ブロック被覆堤の消波ブロック大型化抑制に関する研究委託
業 務 概 要	消波ブロック被覆堤における消波ブロックの質量を抑制する手法を検討するため、既往文献をもとに大型化をどの程度抑制可能か分析を行った結果から、水理模型実験にて断面形状と所要質量の関係を確認し、消波ブロックを小型化した場合の断面検討に必要なデータの取得及び検討を行うものである。
契 約 担 当 官 等 の 氏 名 並 びにその所属する部局 の 名 称 及 び 所 在 地	支出負担行為担当官 東北地方整備局副局長 藤井 政人 宮城県仙台市青葉区本町 3-3-1
契 約 年 月 日	令和8年7月8日
契 約 業 者 名	国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所
契 約 業 者 の 住 所	神奈川県横須賀市長瀬三丁目 1 番 1 号
契 約 金 額	17,996,000 円(税込)
予 定 価 格	17,996,710 円(税込)
随意契約によることとした 理 由	別紙のとおり
業 種 区 分	建設コンサルタント等
履 行 期 間 (自)	令和8年7月8日
履 行 期 間 (至)	令和9年3月12日
備 考	

令和8年度

随意契約理由書

1. 委託業務の名称 消波ブロック被覆堤の消波ブロック大型化抑制に関する研究委託
2. 契約業者名 国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所
3. 随意契約理由

東北管内において波浪条件が厳しい港湾では、消波ブロック被覆堤の消波ブロックは80t程度の大型の消波ブロック重量が必要となっており、防波堤の沖側へのさらなる延伸及び気候変動の影響により100tを超過する大型消波ブロックとなることが想定される。大型消波ブロックはコンクリートの性質上折損しやすい問題もあり、大型化が困難な場合も多い。このため、消波ブロックの大型化を抑制する検討が必要となる。

本委託業務(以下、「本業務」という。)は、消波ブロック被覆堤における消波ブロックの質量を抑制する手法を検討するため、既往文献をもとに分析を行った結果より、水理模型実験にて断面形状と所要質量の関係を確認し、消波ブロックを小型化した場合の断面検討に必要なデータの取得及び検討を行うものである。

本業務の履行にあたっては、次に示す【1】及び【2】の要件を満たすことが必要となる。

【1】技術力に関する要件

不規則波に対する消波ブロック被覆堤の消波ブロックの耐波安定性評価に関する研究実績に基づく知見を有していること。

【2】業務実績に関する要件

最大波高80cm、周期0.5～10secの不規則波における吸収制御付き造波装置と還流装置を備えた水槽により水理模型実験の研究実績を有していること。

国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所は、港湾及び空港の整備等に関する調査、研究及び技術の開発等を行うことにより、効率的かつ円滑な港湾及び空港の整備等に資するとともに、港湾及び空港の整備等に関する技術の向上を図ることを目的として設立された機関であり、独立行政法人通則法に則って、公正かつ中立的な立場から港湾及び空港の整備等に関する調査、研究及び技術の開発等を行っており、港湾の施設整備に関する豊富な知見を有している。

また、上記【1】及び【2】の要件を満たす研究実績が多数あり、実績に基づく先進的かつ高度な専門技術を有している。

以上のことから、本業務の履行に必要な要件を満たしている国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所を本業務の委託先として予め選定し、参加者の有無を確認する公募手続きを行った結果、参加意思確認書の提出者がいなかった。

よって、本業務の履行にあたって必要となる要件を満たしている国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所と会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約を行うものである。